

知的財産戦略推進事務局 御中

「コンテンツビジネス振興に係る課題について」の意見

社団法人 日本図書館協会
常務理事 事務局長 松岡 要

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」第4章に関して、以下のとおり意見を申し述べます。

- 1) 第4章2.(1)において、無許諾で行うことができる著作物の上映について、その範囲を「限定する」著作権法の改正を提案するとあるが、具体的な改正内容については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会等の議論を踏まえたものにしてほしい。すなわち、法改正後もこれまで図書館が行ってきた「上映」については実質的に変更を及ぼさないことを求める。なお、現行法においても、図書館は権利者と継続的に協議のうえ、法で認められているとはいえ、権利者等に経済的影響を与えるような上映会をしないこととしている。
- 2) 上記1)と同じ項では、著作権法附則第4条の2の廃止に関する記述があるが、このことに関して、いわゆる「公貸権」制度と混乱した議論がみられることがある。関係者においては、同条の廃止が直接「公貸権」に結びつくものではないとの認識での論議が必要である。なお、「公貸権」導入については、時間をかけた十分な検討が必要である。
- 3) 第4章2.(5)においては、図書館職員対象の著作権講習会の継続、および現場からの質問に答えるシステムの構築を実施するとあるが、充実を期待する。講習会会場の増設なども検討されたい。図書館職員からの著作権知識の習得についての要望は高いものがある。
- 4) 第4章3.(2)に関して、文化庁の制定した著作物の「自由利用マーク」の普及を要望する。
また、インターネット上の情報について、図書館においては、その公共性により例外的に無許諾でプリントアウトして図書館利用者に提供できるような制度を要望する。

以上